

## えせ同和行為防止滋賀県民会議 設置要綱

### 第1条 名称

本会は、「えせ同和行為防止滋賀県民会議」と称する。

### 第2条 目的

本会は、同和問題解決の大きな阻害要因であるえせ同和行為を排除することにより、人権が尊重される豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

### 第3条 活動

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) えせ同和行為に関する相談活動の実施と集約
- (2) えせ同和行為に関する情報収集、提供
- (3) えせ同和行為による被害の未然防止に関する研修・啓発活動
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動

### 第4条 構成

本会は、別表に掲げる機関・団体をもって構成する。

なお、必要に応じて他の関係機関・団体の参加を求めることができる。

2 本会は、構成員の互選により次の役員を置く。

代表	1名
副代表	若干名
事務局長	1名

### 第5条 役員の職務

代表は、本会を代表し、会務を総括する。

副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、あらかじめ決められた副代表がその任務を代行する。

事務局長は、事務局を統括し、本会業務を処理する。

### 第6条 役員の任期

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第7条 会議

本会の会議は代表が招集する。

## 第8条 事務局

本会は、事務局を大津市京町4丁目1-1 滋賀県人権施策推進課内に置く。

## 第9条 その他

本会の運営に必要なことは、その都度、役員において協議し、決定するものとする。

## 付則

この要綱は、平成21年(2009年)11月30日から施行するものとする。

この要綱は、平成23年(2011年)7月29日から施行するものとする。

この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から施行するものとする。

## 別 表

### えせ同和行為防止滋賀県民会議 構成団体

#### (事業者等)

滋賀同和问题企業連絡会、同和问题に取り組む滋賀県宗教教団連帯会議、滋賀県農業協同組合同和对策本部、滋賀県林業関係団体人権問題啓発推進協議会、滋賀県水産業関係団体人権問題対策推進協議会、滋賀県土地改良事業団体人権問題啓発推進連絡会、滋賀県農業共済組合連合会、社団法人滋賀県病院協会、滋賀経済同友会、滋賀県中小企業団体中央会、一般社団法人滋賀経済産業協会、滋賀県商工会議所連合会、滋賀県商工会連合会、滋賀県信用保証協会、社団法人全日本不動産協会滋賀県本部、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会、社団法人滋賀県歯科医師会、一般社団法人滋賀県薬業協会、部落解放同盟滋賀県連合会、部落解放滋賀県民会議、部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会、部落解放・人権政策確立要求彦根・犬上地区実行委員会、部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会、公益財団法人滋賀県人権センター、滋賀県人権教育推進協議会、滋賀県地域女性団体連合会、滋賀県人権保育研究協議会

#### (県・市町関係機関)

滋賀県、滋賀県市長会、滋賀県町村会